

別表（第3条関係）

事業区分	補助事業者 (事業実施主体)	補助対象経費	補助率	備 考
1 有機ＪＡＳ認証取得支援	以下の要件を全て満たす者 (1) 有機ＪＡＳ認証を受ける生産行程管理者 (生産者、生産者組織及び有機加工食品製造業者等) (2) 地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者 (3) 高知県環境負荷低減事業活動実施計画認定を取得している者又は取得見込みの者（注－１）	有機ＪＡＳ認証（有機農産物、有機加工食品）に要する経費 ・ 認証手数料（基本料金、検査員人件費、検査員旅費等） 補助対象限度額 15万円/1事業者（注－３） ただし、有機農産物と有機加工食品を同時に補助を受ける場合は、補助対象限度額を20万円とする。	2 分の 1 以内	【新規取得・認証継続支援】 ・ 認証区分ごとに新規で認証を取得する者及び2回目以内の年次調査を受ける者（令和5年度以降に初回認証を受けた者に限る。）を対象とし、登録認証機関による審査を当該年度内に受ける者に限る。ただし、過去に認証を受けたことがあり、再度認証を取得し直す場合（生産者組織の構成員であった者を含む。）は対象外とする。 ・ 有機加工食品の生産行程管理者は、高知県内の製造業者であって、原材料として高知県産有機農産物を使用する場合に限る。 【規模拡大支援】 ・ 有機ＪＡＳ認証ほ場面積を拡大する者を対象とし、登録認証機関による審査を、当該年度内に受ける者に限る。ただし、過去に認証を受けた有機ＪＡＳ認証ほ場面積が最大であった年度に対して、10パーセント以上増加する場合とする。
2 有機栽培技術習得支援	有機農業に取り組む農業者が組織する団体（注－２）	有機栽培技術習得に必要な経費 ・ 研修会開催に要する講師謝金、講師旅費、会場使用料、チラシ制作費等 ・ 有機栽培技術活動に要する先進視察研修等の旅費、参加費 ・ 実証ほ設置に要する肥料、土壌改良資材、農薬並びに物理的防除資材等 補助対象限度額 20万円/1団体 ただし、同一補助事業者による過年度と同一内容の取組への補助は1回限りとする。	2 分の 1 以内	・ 対象経費の講師旅費については、県外旅費に限り交通費及び宿泊費を対象とし、県の旅費規程に準ずる。 ・ 研修会については事業実施主体以外にも公開するものとする。

（注） 1 原則、事業実施年度内に認定を受けること。

2 「有機農業に取り組む農業者が組織する団体」とは、次の（１）及び（２）に該当する団体をいう。

（１） 2戸以上の農業者（農業生産法人を含む）が組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約がある団体。

（２） 有機ＪＡＳ認証取得者を1名以上含むこと、又は就農後2年以上経過し、有機農業での栽培経験が1年以上の構成員が半数以上を占める団体。

（３） 「有機農業」とは、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とし、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。

3 事業実施主体が複数経営体により構成される団体等の場合には、補助対象限度額の上限を15万円×団体の構成員数とする。（ただし「規模拡大支援」を除く。）